

JIS

システム及びソフトウェア製品の品質要求 及び評価（SQuaRE）－既製ソフトウェア 製品（RUSP）に対する品質要求事項 及び試験に対する指示

JIS X 25051 : 2016

(ISO/IEC 25051 : 2014)

(CSAJ/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	藤 田 和 重	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.1.20 改正：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-6 赤坂グレースビル TEL 03-3560-8440)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 適合性	3
3 引用規格	3
4 用語及び定義並びに略語	4
4.1 用語及び定義	4
4.2 略語	7
5 既製ソフトウェア製品 (RUSP) への要求事項	7
5.1 製品説明に対する要求事項	7
5.2 利用者用文書類に対する要求事項	12
5.3 ソフトウェアに対する品質要求事項	15
6 試験文書類への要求事項	18
6.1 一般的な要求事項	18
6.2 試験計画書に対する要求事項	20
6.3 試験説明に対する要求事項	20
6.4 試験結果に対する要求事項	21
7 適合性評価のための指示	22
7.1 一般的な原則	22
7.2 適合性評価の前提条件	22
7.3 適合性評価活動	23
7.4 適合性評価プロセス	23
7.5 適合性評価報告書	23
7.6 適合性評価の継続調査	24
附属書 A (参考) 既製ソフトウェア製品 (RUSP) をビジネス又は安全性に関して重大な適用業務に 適用する場合の手引	25
附属書 B (参考) この規格の使用法	29
参考文献	30
解 説	32

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 25051:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) — 既製ソフトウェア製品 (RUSP) に 対する品質要求事項及び試験に対する指示

Software engineering—Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE)—Requirements for quality of Ready to Use Software Product (RUSP) and instructions for testing

序文

この規格は、2014年に第2版として発行された **ISO/IEC 25051** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

幅広い様々な適用業務分野で、既製ソフトウェア製品 (RUSP) の使用が増加しており、多くの場合、その正しい運用操作が、ビジネス適用業務、安全性適用業務及び個人適用業務にとって、極めて重要となる。

既製ソフトウェア製品 (RUSP) は、その製品の特質及びその他の品質に影響を及ぼすことのなかった取得者に対して既製品として販売されるパッケージ・ソフトウェアである。典型的には、ソフトウェアは、利用者用文書類と一緒に、こん(梱)包されて、又は WEB ストアを通じてダウンロードされて、販売される。利用者が、クラウドコンピューティングを通じていつでも使用できるソフトウェア製品も既製ソフトウェア製品 (RUSP) とみなしてもよい。外装表示又は供給者の WEB サイトで提供されている情報は、製造者又はマーケティング組織が、取得者及び利用者に情報を伝えることができる唯一の手段であることが多い。それゆえ、その既製ソフトウェア製品 (RUSP) の品質が取得者のニーズに合っていることを評価できるように、必要不可欠な情報を取得者に提供することが重要である。

高品質の既製ソフトウェア製品 (RUSP) を選ぶことが最も重要である。なぜならば、既製ソフトウェア製品 (RUSP) は、様々な環境で運用操作されたり、類似ソフトウェアとの性能比較の機会もなく選択されたりするかもしれないからである。供給者には、既製ソフトウェア製品 (RUSP) によって利用者に供給するサービスに対する信頼を確かにする手段が必要である。この信頼の提供において供給者を援助するために、場合によっては、供給者は、評価又は認証について適合性評価グループを選択することもある。

加えて、利用者がビジネス上又は安全性上の重大なリスクに伴う保証を必要とする場合、購入後に利用者が選択した手法を用いて、これらの保証に対処する必要があるかもしれない。この規格は、既製ソフトウェア製品 (RUSP) に対して、安全性上又はビジネス上の重大な最小限の品質要求事項を特定することは意図してはいないが、参考になる手引を提供している (附属書 A 参照)。

JIS X 25051:2011 は、**JIS X 0129-1:2003** に基づいて開発され、**JIS X 0152:1995** (2011年に廃止済み) を置き換えるものであった。この規格は、**JIS X 0129-1:2003** 品質モデルを置き換えた **JIS X 25010:2013** に適合させるために、**JIS X 25051:2011** を改正したものである。